

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について (お知らせ)

北海道同時発表

平成22年 10月26日(火)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)
担 当：千葉 康人 (内線6473)

10月14日に北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が検出されたとの報告が、本日、検査を行っていた北海道大学からありましたので、お知らせします。

なお、現時点では死亡野鳥は確認されておらず、高病原性鳥インフルエンザの発生は確認されておられません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

1 これまでの主な経緯

(1) 糞の採取地

北海道稚内市大沼

(2) 検査結果

北海道大学が独自に行っている糞便調査の結果、10月14日に稚内市の
大沼で採取された183検体の内2検体から高病原性鳥インフルエンザウイ
ルス(H5N1亜型)が検出された。

(3) 周辺の状況

稚内市大沼周辺において、現在までのところ、鳥インフルエンザが原因と
考えられる野鳥の死亡等は確認されていない。

2 今後の対応について

環境省は関係府省、地元自治体及び北海道大学と連携しつつ、以下について早
急に対応。

(1) 総合調整<環境省>

現地情報の収集、専門家の意見聴取等を通じて、全体の進行管理や連絡調整を実施。

(2) 検出地点周辺の調査<北海道地方環境事務所、北海道、北海道大学>

- ①高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された大沼周辺において、野鳥における異常がないかについて監視を実施。
- ②高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された大沼周辺において、ハクチョウ等ガンカモ類の糞の採取分析等により、ウイルス保有状況について追加調査を実施。

(3) 検出地点周辺への立ち入り制限<稚内市>

本日 10 時より、稚内市大沼への立ち入りを制限（進入路の通行止）。

○本事案の危険性

基本的にすべての鳥類は、鳥インフルエンザウイルスに対して感染し得る（症状が出るかどうかとは別）。このため、野生のカモの糞から鳥インフルエンザウイルスが検出されることは、決して珍しいことではない。但し、糞便から高病原性のウイルスが検出されたのは、我が国では今回が初めてである。これまでのところ、インフルエンザの発生による死亡野鳥は確認されていないことから、現段階においては、鳥インフルエンザによって鳥が大量死するような危険性が高いとは考えていない。

【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。